

日本病態栄養学会認定

## 病態栄養専門医更新細則

(専門医更新のための条件)

※本細則は平成30年度から適用※

- ❖ 5年間で50単位以上とする
- ❖ 5年間で1回は日本病態栄養学会専門医セミナー（指定講習）受講必須 10単位 ※  
※現在計画中。決定次第、学会誌・ホームページで別途会告する。
- ❖ 症例報告10例
- ❖ 申請期間内に更新審査料の払込み
- ❖ 更新単位
  1. 日本病態栄養学会年次学術集会出席 10単位  
(筆頭発表者は5単位追加)
  2. 栄養学に関する論文(査読者ありの学術論文)筆頭者 10単位  
共著者 5単位
  3. 日本病態栄養学会専門医セミナー出席(指定講習) 10単位 ※
  4. 日本病態栄養学会が主催する栄養に関するセミナー出席 5単位
  5. 栄養に関する学会出席(総会に限る) 各3単位  
(筆頭発表者は2単位追加)
    - ① 日本静脈経腸栄養学会
    - ② 日本栄養・食糧学会
    - ③ 日本外科・代謝学会
    - ④ 日本臨床栄養学会
    - ⑤ 日本糖尿病学会
    - ⑥ 日本消化器病学会
    - ⑦ 日本肝臓学会
    - ⑧ 日本腎臓学会
    - ⑨ 日本呼吸器学会
    - ⑩ 日本循環器学会
    - ⑪ 日本肥満学会
    - ⑫ 日本肥満症治療学会
    - ⑬ ASPEN
    - ⑭ ESPEN
    - ⑮ 日本透析医学会
    - ⑯ 日本消化器外科学会

・その他の学会に関しては委員会でも度審議とする